

# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三笠市防災会議が作成する計画であり、三笠市の地域に係る防災に関して、予防、応急対策及び復旧等の災害対策を実施するに当たって防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 三笠市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、陸上自衛隊、北海道、北海道警察、三笠市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等の災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

## 第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
市防災会議	三笠市防災会議
本部（長）	三笠市災害対策本部（長）
市計画	三笠市地域防災計画
防災関係機関	三笠市防災会議条例（昭和38年条例第3号）第3条に定める委員の属する機関
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災

### 1 災害の定義

災害とは、通常において平衡状態を保っている自然環境等の糸が、強い外力によって破壊され、そのことによって人間に害を及ぼす現象をいい、基本法第2条第1項では「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令に定める原因により生ずる被害をいう。」と定義されている。

### 2 防災の定義

防災とは、基本法において「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。」と定義されている。

### 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の防災上処理すべき事務及び業務の大綱は、次のとおりとする。

#### 1 指定地方行政機関

- (1) 札幌開発建設部岩見沢道路事務所
  - ア 国道の整備並びに災害復旧に関すること。
  - イ 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (2) 札幌開発建設部岩見沢河川事務所
  - ア 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること。
  - イ 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (3) 札幌開発建設部岩見沢河川事務所桂沢ダム管理支所
  - ア 直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。
  - イ 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (4) 空知森林管理署
  - ア 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。
  - イ 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。
  - ウ 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。
  - エ 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
- (5) 岩見沢公共職業安定所
  - ア 被災者の就労斡旋を行うこと。
  - イ 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋を行うこと。

#### 2 自衛隊（陸上自衛隊岩見沢駐屯地第12施設群第3科）

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

#### 3 北海道

- (1) 空知総合振興局
  - ア 空知総合振興局管内地域災害対策連絡協議会に関すること。
  - イ 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。
  - ウ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。

エ 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け  
総合調整を図ること。

オ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。

カ 救助法の適用に関すること。

キ 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。

(2) 空知総合振興局森林室

ア 所轄道有林につき保安林の配置の適正化を図ること。

イ 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。

ウ 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。

エ 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。

(3) 空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所

ア 水防技術の指導を行うこと。

イ 災害時における関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告を行うこと。

ウ 公共土木施設の災害対策を実施すること。

エ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。

(4) 空知総合振興局保健環境部保健行政室(北海道岩見沢保健所)

ア 医療施設及び衛生施設等の被害報告に関すること。

イ 災害時における医療活動及び防疫活動を推進すること。

ウ 災害時における給水、清掃等環境衛生活動を推進すること。

エ 防疫薬剤の確保及び供給を行うこと。

(5) 北海道教育庁空知教育局

ア 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。

イ 文教施設及び文化財の被害状況調査並びに復旧、保全対策に関すること。

(6) 空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター

ア 農作物被害に対する応急措置及び復旧の指導を行うこと。

イ 被害地の病虫害防除の指導を行うこと。

4 北海道警察(北海道札幌方面岩見沢警察署)

(1) 各種情報の収集、人心の安定のための広報活動の実施及び予警報の伝達について協力をを行うこと。

(2) 防災関係機関が行う危険区域居住者の避難誘導、被災者の救助等についての協力及び遺体の検視を行うこと。

(3) 被災地における交通秩序の保持並びに災害に伴う各種犯罪の予防及び取り締まりを行うこと。

(4) その他水防及び災害救助活動に対する協力を行うこと。

## 5 三笠市

### (1) 市長部局及び消防機関

ア 市防災会議に関する事務を行うこと。

イ 本部の設置及び組織の運営に関する事項を行うこと。

ウ 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。

エ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。

オ 災害情報等の収集及び伝達を行うこと。

### (2) 教育委員会

ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。

イ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

ウ 教育施設の被害調査に関すること。

## 6 指定公共機関

### (1) 東日本電信電話株式会社北海道事業部

ア 気象官署からの警報を伝達すること。

イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

### (2) 日本通運株式会社岩見沢支店

災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。

### (3) 北海道電力株式会社岩見沢支店

ア 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

イ 電力供給施設の防災対策を行うこと。

### (4) 電源開発株式会社東日本支店桂沢電力所

ア 所管する電力施設等の防災管理を行うこと。

イ ダムの放流等に関し関係機関と連絡調整を図ること。

### (5) 日本郵便株式会社三笠郵便局ほか市内各郵便局

ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。

イ 郵便の非常取扱いを行うこと。

ウ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。

## 7 指定地方公共機関

### (1) 一般社団法人三笠市医師会

災害時における救急医療を行うこと。

(2) 北海土地改良区

ア 土地改良施設の防災対策を行うこと。

イ 農業水利施設の災害対応策及び災害復旧対策を行うこと。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 桂沢水道企業団

ア 災害時における水源地の管理及び水質の確保を図ること。

イ 災害時における応急給水を行うこと。

(2) いわみざわ農業協同組合（三笠支所）、峰延農業協同組合

ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。

イ 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。

ウ 共済金支払いの手続きを行うこと。

(3) 三笠市商工会

ア 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。

イ 災害時における商工業者の経営育成に関すること。

(4) 三笠建設協会

災害時における応急土木工事の救援活動を行うこと。

(5) 三笠市社会福祉協議会

被災者援護の支援活動を行うこと。

(6) 運送事業者

災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。

(7) 危険物関係施設の管理者

ア 施設内の災害予防及び危険物の保安に関すること。

イ 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

## 第4節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を平常時から心がけ、災害が発生した際には、自らの身の安全を守るための実践した市民運動を展開するとともに、防災関係機関が行う活動に協力し、最小限に食いとめるよう努めるものとする。

### 1 市民の責務

市民一人ひとりが「災害は、いつか必ずやってくる」という心構えを常に持ち、平常時から非常持出品の用意や避難場所の確認など、災害に対する備えを心がけるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 隣近所との相互関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 避難行動要支援者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

#### (2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

### 2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

オ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

ア 事業所の被災状況の把握

イ 従業員及び施設利用者へ災害情報の提供

ウ 施設利用者の避難誘導

エ 初期消火活動等の応急対策

オ 事業の継続又は早期再開・復旧

カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献



## 第5節 防災計画の修正

市防災会議は、基本法第42条第1項に定めるところにより市計画に随時検討を加え、おおむね、次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するとともにその要旨を市民に周知するものとする。

各号に掲げる事項については、部分的な修正についても同様とする。ただし、市防災会議委員の異動等、軽易な事項の修正は、会長が行うものとする。

また、修正に際しては、基本法第42条第5項に定めるところにより、速やかにこれを北海道知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他、市防災会議会長が必要と認めたとき。

